

1.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面又は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面又は、通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
 - ① この預金のうち、複利型で預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日とした預金の利息の算出は、6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ② 単利型で預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書表面又は、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 自由金利型2年定期預金（M型）および単利型の預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日とした以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座に振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は、満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 単利型で預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を定期預金等共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

なお、この預金のうち複利型の利息計算は6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

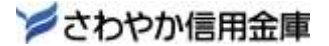
 - ① 6か月未満 解約日の普通預金利率
 - ② 6か月以上 約定利率に、期間別に対応する掛目を乗じた利率とし、その掛目一覧表を当金庫所定の方法で備えおきます。

（注）いずれの場合も小数点第4位以下は切り捨てとなります。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行又は、通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約又は書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約又は書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）



書又は、通帳とともに当店に提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記2. の(2)の②のBの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上